旭医大達第115号
令和8年11月11日

旭川医科大学の研究活動における不正行為防止及び公的研究費の管理・運営体制に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学の研究活動における不正行為防止及び公的研究費の管理・運営体制に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学の研究活動における不正行為防止及び公的研究費の管理・運営体制に関する規程（平成27年旭医大達第18号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（略） （目的） 第1条　この規程は，旭川医科大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為防止及び研究活動で扱うすべての資金（以下「公的研究費」という。）の管理・運営を適正に行うため，管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確にすることを目的とする。 （略） 附　則 この規程は，令和8年11月11日から施行する。 【改正理由】 公的研究費の定義を本来の趣旨と合致させるため，所要の改正を行うものである。	（略） （目的） 第1条　この規程は，旭川医科大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為防止及び補助金，委託費，奨学寄附金，運営費交付金，自己収入等を財源として本学で扱うすべて資金（以下「公的研究費」という。）の管理・運営を適正に行うため，管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確にすることを目的とする。 （略）